

○ 定期報告の報告時期に関する経過措置一覧表（建築設備等）

1) 小荷物専用昇降機（テーブルタイプを除く）（新細則附則第3項及び第4項関係）

区 分		改正後初めて行う報告時期
(1)	平成28年5月31日時点で既に設置されているもの	平成30年6月1日～平成31年5月31日
(2)	平成28年6月1日～平成29年5月31日の期間に検査済証を受けるもの	平成30年6月1日～平成31年5月31日 (検査済証の交付を受けた日の属する月)

2) 防火設備 平成28年5月31日時点で指定されていないもの又は施行日から平成29年5月31日までに検査済証を受けるもの（新細則附則第5項関係）

区 分		改正後初めて行う報告時期
(1)	新細則第6条第2項第1号、第2号、第5号に該当する建築物に設けるもの	平成30年4月1日～平成30年7月31日
(2)	新細則第6条第2項第3号、第4号、第6号に該当する建築物に設けるもの	平成30年9月1日～平成30年12月31日

3) 換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置 平成28年5月31日時点で指定されていないもの又は施行日から平成29年5月31日までに検査済証を受けるもの（新細則附則第6項関係）

区 分		改正後初めて行う報告時期
(1)	新細則第6条第2項第1号、第2号、第5号に該当する建築物に設けるもの	平成30年4月1日～平成30年7月31日
(2)	新細則第6条第2項第3号、第4号、第6号に該当する建築物に設けるもの	平成30年9月1日～平成30年12月31日